

野々市市建築基準法関係手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）及び野々市市建築基準法施行細則（平成24年野々市市規則第6号。以下「規則」という。）に関する手続等に関し必要な事項を定める。

(確認申請等の提出)

第2条 建築主、築造主又は設置者（以下「建築主等」という。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条第2項を除き、以下同じ。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するときは、これに市長が別に定める建築確認申請提出時のチェックリストを添付しなければならない。

2 建築主等は、野々市市建築・開発指導要綱（平成24年野々市市告示第20号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する事前協議を行った場合は、確認申請書に同条第1項第1号の土地開発事前協議書の回答の写し又は同条第2項の調査票の写しを添付しなければならない。

3 第1項の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知をする場合について準用する。

4 第2項の規定は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けようとする場合又は法第18条第2項若しくは第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする場合において、指導要綱第3条の事前協議を行った場合について準用する。

(仮使用認定申請)

第3条 建築主等は、法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する仮使用の認定の申請（以下「仮使用認定申請」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、当該仮使用認定申請に係る計画について、市長（建築主事に仮使用認定申請を行おうとする場合にあっては、建築主事）及び本市を所轄する消

防長と協議するものとする。

- 2 建築主等は、仮使用認定申請を行う場合においては、省令第4条の16第1項又は第2項（これらの規定を省令第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定申請書等に併せて、当該仮使用認定申請書の副本及びその添付書類1部を提出するものとする。
- 3 市長（建築主事が仮使用認定申請を受けた場合にあっては、建築主事）は、前項の規定により提出を受けた仮使用認定申請書の副本及びその添付書類1部を、本市を所轄する消防長に提出するものとする。

（道路の位置指定申請）

第4条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、あらかじめ、指導要綱第3条第1項の事前協議をしなければならない。

- 2 市長は、省令第9条の規定により道路の位置の指定の申請があった場合において、当該申請の内容が建築基準関係規定（法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。以下同じ。）及び別に定める道路の位置の指定（変更、廃止）指導要領の規定に適合すると認めるときは、当該申請者に対して、道路位置指定申請受理通知書を交付するものとする。
- 3 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地については、道路の敷地となる部分をそれ以外の部分と分筆し、道路の敷地となる部分を公衆用道路として登記しなければならない。
- 4 市長は、規則第9条の道路の工事完了届を受理した場合は、速やかに現地検査を実施し、建築基準関係規定及び道路の位置の指定（変更、廃止）指導要領の規定に適合すると認めるときは、申請者に対して、道路位置指定に関する工事の検査終了済書を交付するものとする。
- 5 申請者は、前2項に規定する手続が終了したときは、土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）、公図の写し及び地籍測量図の写しを市長に提出し、市長から道路の位置指定に関する通知を受けなければならない。

（私道の位置指定の変更又は廃止の申請）

第5条 前条各項の規定は、規則第11条第1項の規定により私道の位置の指定の変更又は廃止の申請をする場合について準用する。

（確認を受けた建築物等の軽微な変更）

第6条 建築主等は、法第6条第1項又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「確認済証の交付を受けた建築物等」という。）の計画について省令第3条の2に規定する軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（別

記様式第2号)の正本1通及び副本1通に、それぞれ変更に係る部分を示す図書を添えて、これを建築主事に提出するものとする。

2 前項の軽微な変更届を提出した建築主等は、次の各号に掲げる申請をする場合は、当該各号に定める書類を提出することを要しないものとする。

(1) 法第7条第1項又は法第18条第20項(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査の申請 省令第4条第1項第5号に掲げる書類

(2) 法第7条の3第1項又は法第18条第28項(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査の申請 省令第4条の8第1項第3号に掲げる書類

(確認申請等の取下届)

第7条 建築主等は、法第6条第1項の確認済証の交付を受ける前に、確認の申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第3号)を建築主事に提出するものとする。

2 前項の規定は、法第18条第2項の規定による計画の通知を取り下げようとする場合について準用する。

(法第12条第5項の報告)

第8条 建築主等は、市長、建築主事又は建築監視員(以下「市長等」という。)から法第12条第5項の報告を求められたときは、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書(別記様式第4号)に求められた設計図書等を添えて、これを市長等に提出するものとする。

(追加説明書)

第9条 建築主等は、法第6条第7項若しくは法第18条第15項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書又は指針第1第5項第3号イに規定する申請書等の補正若しくは同号ロに規定する追加説明書の提出を求める書面の交付を受けたときは、その備考欄に記載されている提出期限までに、建築主事に確認申請等に係る追加説明書(別記様式第5号)を提出するものとする。

2 建築主等は、指針第3第4項第3号に規定する検査済証を交付できない旨の通知書の交付を受けたときは、その備考欄に記載されている提出期限までに、建築主事に完了(中間)検査に係る追加説明書(別記様式第6号)を提出するものとする。

3 前項の規定は、建築主等が指針第4第4項第2号に規定する中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付を受けた場合において、法第6条第1項

又は法第18条第3項の規定による確認を受ける必要がないと認める場合について準用する。

(証明願)

第10条 建築基準法第12条第8項に規定する台帳(電磁的記録を含む。)のうち建築基準法施行規則第6条の3第1項に規定する建築物等に係るもの(以下「建築確認台帳」という。)の記載事項に係る証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けようとする者は、証明願(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の証明願の提出があったときは、次に掲げる場合を除き、建築主等に対し、証明書(別記様式第8号)を交付するものとする。

(1) 証明対象建築物等を建築確認台帳で特定できない場合

(2) 前号のほか、市長が証明書を交付すべきでないと判断した場合

3 証明書の使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 官公署に提出するためのもの

(2) 保険会社又は金融機関に提出するためのもの

(3) 不動産売買のためのもの

(4) 建物に関する登記のためのもの

(5) 建築確認申請のためのもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。